

平成29年12月13日

平成29年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(付 属 資 料)

(平成29年12月8日付託分)

保健福祉局

目

次

- 1 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例
新旧対照表の概要 1
- 2 動物保護センター新築工事（建築）の概要 10

1 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例新旧対照表の概要

第2条 職員の給与に関する条例の一部改正に係る新旧対照表

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（<u>県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の職員</u>を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第1条の2～第4条 （略）</p> <p>(削除)</p> <p>(初任給、昇給等の基準)</p> <p>第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者_____の号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員_____の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第5条の2～第14条 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の2 第7条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員_____が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、第7条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員_____が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（<u>大学以外の県立学校</u>）の職員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第1条の2～第4条 (略)</p> <p>(<u>大学学長等の給料の特例</u>)</p> <p>第4条の2 <u>県立大学の学長その他の人事委員会規則で定める職を占める職員（以下「大学学長等」という。）の給料月額は、大学教育職給料表4級特1号給から特5号給までに定める額のうち人事委員会規則で定める額とする。</u></p> <p>(初任給、昇給等の基準)</p> <p>第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（<u>大学学長等を除く。</u>）の号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員（<u>大学学長等を除く。</u>）の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第5条の2～第14条 (略)</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第14条の2 第7条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員<u>又は大学学長等</u>が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、第7条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員<u>又は大学学長等</u>が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>

改 正	現 行
<p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 _____ _____同項の勤務1回につき、 <u>1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額</u>（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額） (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略) 第14条の3 (略) (期末手当) 第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員 _____でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）に <u>あつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額</u> _____ _____)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの <u>並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員 _____</u></p>	<p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に</u> _____定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p><u>ア 第7条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員 1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額</u></p> <p><u>イ 大学学長等 アの人事委員会規則で定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略) 第14条の3 (略) (期末手当) 第15条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員 <u>(大学学長等を除く。)</u>でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）に <u>あつては 6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額、大学学長等に</u>あつては6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の82.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの、<u>同表</u>以外の各給料表の適用を受ける職員 <u>(大学学長</u></p>

改 正	現 行
<p>_____で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの_____については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>	<p>等を除く。）で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの並びに大学学長等については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p>
<p>6 (略) 第15条の2・第15条の3 (略)</p>	<p>6 (略) 第15条の2・第15条の3 (略)</p>
<p>(勤勉手当) 第16条 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第16条 (略)</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>
<p>(削除)</p>	<p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特</p>

改正

(削除)

(2) (略)

3～5 (略)

第16条の2～第17条の2 (略)
(再任用職員についての適用除外)

第17条の3 (略)

(削除)

第18条～第22条 (略)

別表第1～別表第5 (略)

別表第6 (第3条関係)

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1～133	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	—				
	—				
	—				
	—				
再任用職員		(略)	(略)	(略)	(略)

備考 この表は、神奈川 神奈川県立国際言語文化アカデミア（以下「アカデミア」という。）に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(削除)

別表第7～別表第10の2 (略)

別表第11 (第4条関係)

級別基準職務表

給料表の種類	職務の級	基準となるべき職務
(略)		

現行

定幹部職員にあつては、100分の105) を乗じて得た額の総額

イ 大学学長等 当該大学学長等の勤勉手当基礎額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

第16条の2～第17条の2 (略)
(特定の職員についての適用除外)

第17条の3 (略)

2 第7条の2から第9条まで、第9条の4、第10条及び第11条から第14条までの規定は、大学学長等には適用しない。

第18条～第22条 (略)

別表第1～別表第5 (略)

別表第6 (第3条関係)

大学教育職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1～133	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)
	特1				706,500
	特2				761,500
	特3				818,500
	特4				895,500
	特5				965,500
再任用職員		(略)	(略)	(略)	(略)

備考 1 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員及び神奈川 神奈川県立国際言語文化アカデミア（以下「アカデミア」という。）に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の4級の特1号給から特5号給までは、大学学長等に適用する。

別表第7～別表第10の2 (略)

別表第11 (第4条関係)

級別基準職務表

給料表の種類	職務の級	基準となるべき職務
(略)		

改 正			現 行		
大学教育職給料表	1級	_____アカデミアの講師、助教又は助手の職務	大学教育職給料表	1級	大学又はアカデミアの講師、助教又は助手の職務
	2級	1 _____アカデミアの准教授の職務		2級	1 大学又はアカデミアの准教授の職務
		2 相当高度の知識経験を必要とする_____アカデミアの講師の職務			2 相当高度の知識経験を必要とする大学又はアカデミアの講師の職務
	3級	1 _____アカデミアの教授の職務		3級	1 大学又はアカデミアの教授の職務
2 相当高度の知識経験を必要とする_____アカデミアの准教授の職務		2 相当高度の知識経験を必要とする大学又はアカデミアの准教授の職務			
4級	1 アカデミアの所長又は副所長で教授の職を兼ねるものの職務 2 高度の知識経験を必要とするアカデミアの教授の職務	4級	1 大学の学長又は副学長の職務 2 アカデミアの所長又は副所長で教授の職を兼ねるものの職務 3 高度の知識経験を必要とする大学又はアカデミアの教授の職務		
(略)			(略)		

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に係る新旧対照表

改 正	現 行
第1条～第20条の2 (略) (教務手当) 第21条 教務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。 (1)～(3) (略) (4) <u>よこはま看護専門学校又は平塚看護大学</u> _____において人事委員会規則で定める職員が行う看護師等の養成に関する専門学科、実技又は指導業務	第1条～第20条の2 (略) (教務手当) 第21条 教務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。 (1)～(3) (略) (4) <u>保健福祉大学その他人事委員会規則で定める機関</u> において人事委員会規則で定める職員が行う看護師等の養成に関する専門学科、実技又は指導業務
2 (略) 第22条～第50条 (略)	2 (略) 第22条～第50条 (略)

第4条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に係る新旧対照表

改 正	現 行
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に <u>基づき</u> 、職員（ <u>県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の職員を除く。</u> ）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に <u>基き</u> 、職員（ <u>大学以外の県立学校</u> _____の職員を除く。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
第2条～第20条 (略)	第2条～第20条 (略)

第5条 学校職員の給与等に関する条例の一部改正に係る新旧対照表

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条の規定に基づき、県立学校_____の職員並びに同法第1条及び第2条に規定する職員の給料その他の給与等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第1条の2～第29条（略）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条の規定に基づき、県立学校（大学を除く。以下同じ。）の職員並びに同法第1条及び第2条に規定する職員の給料その他の給与等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第1条の2～第29条（略）</p>

第6条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に係る新旧対照表

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、県立学校_____の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」と総称する。）の勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第18条（略）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基き、県立学校（大学を除く。）の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第18条（略）</p>

第7条 神奈川県個人情報保護条例の一部改正に係る新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p><u>（公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴う措置）</u></p> <p>5 <u>公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「保健福祉大学」という。）の成立の日前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学がした処分、手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>6 <u>保健福祉大学の成立の日前にこの条例の規定</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改 正	現 行
により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学に対してなされた請求その他の行為とみなす。 7・8 (略)	5・6 (略)

第8条 神奈川県情報公開条例の一部改正に係る新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則 1～7 (略) (公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴う措置)</p> <p>8 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学(以下「保健福祉大学」という。)の成立の前日にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学がした処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>9 保健福祉大学の成立の前日にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学に対してなされた請求その他の行為とみなす。</p> <p>10～13 (略)</p>	<p>附 則 1～7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>8～11 (略)</p>

第9条 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る新旧対照表

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第4条第1項の規定に基づき、<u>県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の</u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定)</p> <p>第2条 <u>県立の高等学校、中等教育学校及び特別</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第4条第1項の規定に基づき、<u>県立の学校</u>の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(実施機関)</p> <p>第2条 <u>補償は、神奈川県立保健福祉大学の学校</u></p>

改 正	現 行
<p>支援学校の校長は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、公務上の災害が発生したと認めるときは、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該災害が公務上のものであるかどうかを認定し、その結果を校長及び当該災害を受けた者に通知しなければならない。</p> <p>第3条 (略) (報告等)</p> <p>第4条 教育委員会は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。 (委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、補償の実施に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u> _____で定める。</p>	<p>医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）に関しては知事が、その他の学校の学校医等に関しては神奈川県教育委員会が実施する。</p> <p>2 前項の規定により補償を実施する機関（以下「実施機関」という。）は、学校医等についての災害が、公務上のものであると認定したときは、その旨を補償を受けるべき者に通知しなければならない。</p> <p>第3条 (略) (報告等)</p> <p>第4条 <u>実施機関</u>は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。 (委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、補償の実施に関し必要な事項は、<u>神奈川県立保健福祉大学の学校医等に関しては知事が、その他の学校の学校医等に関しては神奈川県教育委員会が規則</u>で定める。</p>

附則第5項 職員の育児休業等に関する条例の一部改正に係る新旧対照表

改 正	現 行						
<p>第1条～第16条 (略) (育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第17条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">第5条第1項</td> <td style="width: 10%;">決定する</td> <td style="width: 80%;">決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</td> </tr> </table>	第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする	<p>第1条～第16条 (略) (育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第17条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">第4条の2</td> <td style="width: 10%;">とする</td> <td style="width: 80%;">に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</td> </tr> </table>	第4条の2	とする	に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする					
第4条の2	とする	に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする					

改 正			現 行		
第5条第 2項	(略)	(略)	第5条第 1項、第 2項及び 第4項	(略)	(略)
及び 第4項					
(略)			(略)		
第18条～第25条 (略) (育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)			第18条～第25条 (略) (育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)		
第26条 短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例第17条の3 _____の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)			第26条 短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例第17条の3 第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略)		
第27条～第32条 (略)			第27条～第32条 (略)		

2 動物保護センター新築工事（建築）の概要

(1) 工事名称 動物保護センター新築工事（建築）

(2) 工事場所 平塚市土屋 401

(3) 工事内容

ア 建築物

(ア) 本館棟：鉄筋コンクリート
一部鉄骨造 地上2階建て
延べ床面積 2,743.00 m²

(イ) 車庫（洗車場含）

(ウ) プロパンボンベ庫

(エ) ブロワー庫

イ 工作物

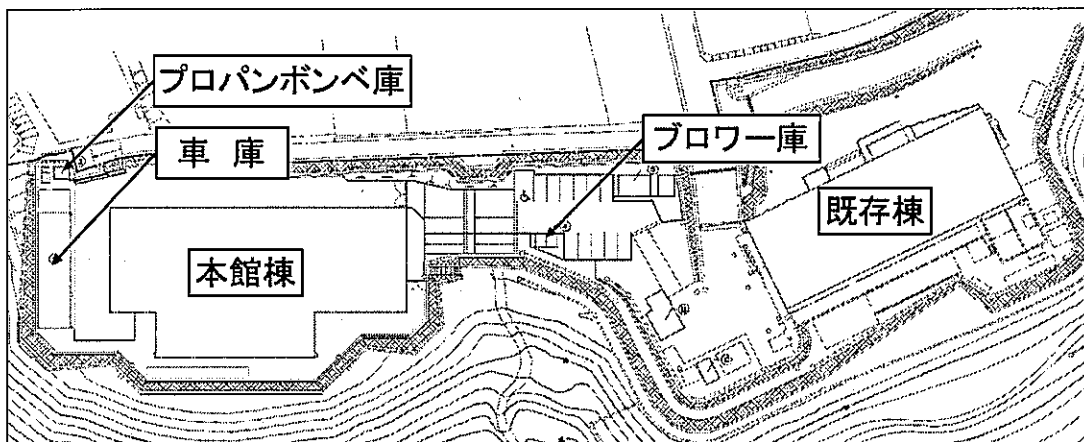
(イ) 擁壁工事、舗装、側溝、フェンス等工事

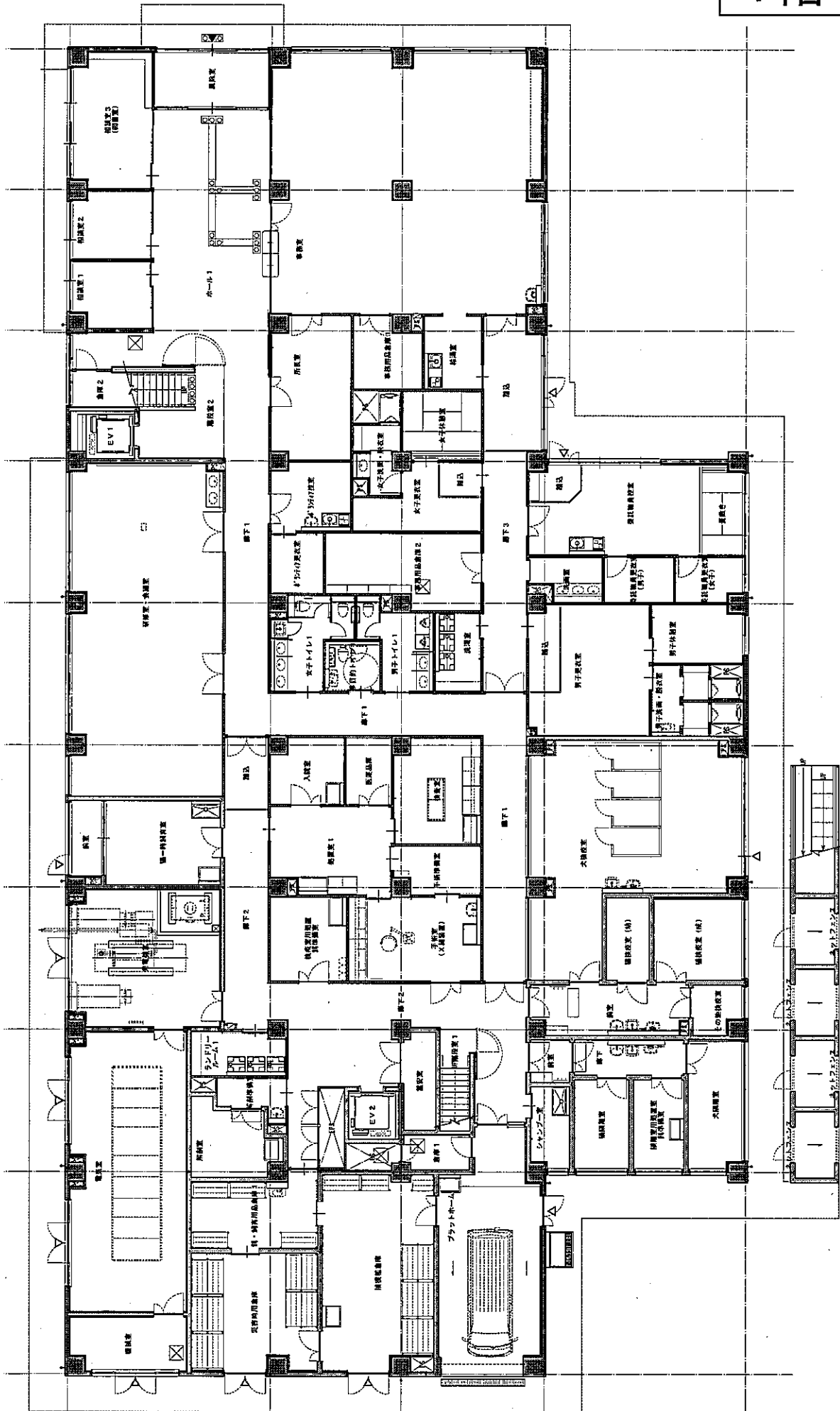
(ロ) 雨水貯留槽

(4) 請負契約金額 9 億 6,823 万 756 円

(5) 請負契約者名 亀井・富士特定建設工事共同企業体
代表者 亀井工業株式会社
代表取締役 亀井 信幸
所在地 神奈川県茅ヶ崎市南湖1丁目4番25号

(6) 配置図





2階

